

須磨区青少年を地域で讃える賞規程

(趣旨・目的)

第1条 この規程は、須磨区内に在住又は在学又は在勤する概ね25歳までの個人、団体・グループ(以下「青少年」という。)で、社会、文化、スポーツ等の各分野で活躍する青少年を、地域の誇りとして讃えることにより、本人のより一層の活躍とこれに続く青少年へ夢と希望を与え、地域ぐるみの青少年の健全育成に寄与することを目的とする。また、「須磨区青少年を地域で讃える賞」(以下「讃える賞」という。)を授与するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(表彰者)

第2条 表彰は、須磨区長名で行う。

(推薦者)

第3条 第1条に規定する讃える賞の受賞候補者を推薦しようとする者は、須磨区内に在住又は在学又は在勤する個人、団体・グループに限る。なお暴力団その他関係者、反社会的活動を目的とした団体その他関係者に係る者は推薦者及び受賞候補者になり得ないものとする。

(受賞候補者の推薦)

第4条 前条に規定する推薦者は、受賞候補者に承諾を得たうえで、指定の推薦書に必要事項を記載し、別に指定する日までに須磨区長に提出するものとする。また、個人による推薦の場合は1個人につき1個人、団体・グループのみ推薦できるものとする。

(受賞者の決定)

第5条 受賞者は、前条の推薦をもとに須磨区青少年を地域で讃える賞選考会(以下「選考会」という。)における選考のうえ須磨区長が決定する。

2 選考会の委員は、須磨区内の地域団体等の代表者、小学校・中学校の代表者等から須磨区長が招集する。選考会の組織及び運営に関しては、別に定める。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、毎年1回、表彰状等を授与して行う。

(施行の細目)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は須磨区長が定める。

附 則

この規程は、令和2年10月20日から施行する。